2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年５月15日付支出負担行為担当官北関東防衛局長）の示すところにより、装備施設本部長から防医大㉖病棟改修電気工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果通知を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす特定建設工事共同企業体以外の有資格者（以下「単体」という。）であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　装備施設本部長から電気工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

⑶　装備施設本部長が算定した電気工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,100点以上であること。

⑷　平成11年度以降に、元請けとして、建物延べ面積3,000㎡以上（１棟当たり）の新設電気設備工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

⑸　工事全般の施工計画が適正であること。

⑹　次の基準をすべて満たす監理技術者等を当該工事に専任で配置できること。

ア　１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　平成11年度以降に、元請けとして、建物延べ面積1,000㎡以上（１棟当たり）の新設電気設備工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北関東防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は入札説明書による。）。

⑽　暴力団関係業者の排除

ア　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

イ　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは、契約を行わない。

3　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次のアの技術提案を受け付け、アからウと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

ア　企業による技術提案

・「配線品質の向上について」に関する技術提案

（着目点）

本工事は、病院の既設病棟を階ごとに区分し、改修範囲以外の階では通常どおり重病患者などが多数入院している状況のなか、病棟の各室を全面的に改修するものである。病室には、患者監視装置など医療機器用の無停電電源や発電機電源も整備されており、電源供給に不具合が発生した場合、人命に関わるおそれがある。このことから、一般電源系統の他、発電機電源及び無停電電源系統の電力ケーブル接続及び布設における、病院運用に対する不具合発生の影響を極限まで抑制し、電源の信頼性・安全性の確保を図ることが重要であり、電源供給の基本となるケーブルの接続や布設及びその切替え工事の際の事前準備の確実な実施が必要との観点から、次の着目点のそれぞれについて提案を求めるものである。①ケーブル接続作業前の、既設電源系統の確認方法について　②ケーブル切替時にトラブルが発生した場合の事前対応について　③ケーブル接続作業者への教育について　④ケーブル誤接続防止の確認方法について　⑤ケーブル設置作業における、多数存在する既設ケーブルへの配慮について

・「病院電気設備の運用及び維持管理に対する施工段階での配慮について」に関する技術提案

（着目点）

本工事は、病院の既設病棟を階ごとに区分し、改修範囲以外の階では通常どおり重病患者などが多数入院している状況のなか、病棟の各室を全面的に改修するものであり、病室やスタッフステーションには医療活動上重要となる無停電電源が存在する状況である。また、病院の運用においては、適確な運用状況の確保、２次災害防止及び不測の事態への対応が必要であるとの観点から、次の着目点のそれぞれについて提案を求めるものである。①運用中に、一般、発電機、無停電電源系統の誤認による不具合防止のための施設管理者などへの配慮について　②施設引き渡し後の医療用接地の誤認防止対策について　③照明器具設置時の施工品質確保の方法について　④医療用接地の確実な施工の確認方法について　⑤夜間停電時における、無停電系統コンセントの使用の可否の判断のための配慮について

イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

ウ　施工体制

⑵　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、「価格」、「企業による技術提案」、「工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）」及び「施工体制」をもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、⑶によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。

イ　上記において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑶　総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点を100点与える。

イ　加算点　算出方法は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、⑴ア及びイの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。

なお、技術提案加算点の最高点数は40点とする。